



儒学者の政策提言（天野明弘博士記念号）

植松，忠博

(Citation)

国民経済雑誌, 172(5):19-44

(Issue Date)

1995-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00176016>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00176016>



儒学者の政策提言

植 松 忠 博

は し が き

江戸時代は、明治以降つい最近まで、歴史家によって「封建的で暗い時代」と評価されてきた。ここ20年ほどはそうした偏見もうすれて、江戸時代のもつ良さが評価されてきたように思われる。たとえば、国内的にも対外的にも戦争がなかったこと、海外の資源に頼ることなく国民の社会生活ができるような、エコロジカルにみて良好な社会だったこと、農民の生活はこれまで想像されてきたほどは貧しくなかったこと、日本人らしい文化を育てることができたこと、儒教思想が普及し、家族愛、勤勉、責任、相互扶助、集団への献身の観念が人民のあいだに浸透したことなどが、それである。

こうしたメリットは、主として為政者の構築した幕藩体制と、人民の日々の生活意欲とによって実現されたものであり、彼らが江戸時代社会を構築した最大の貢献者であったことに違いはない。しかし、これを儒教思想の普及という点からみると、一群の儒学者の存在が認められるのである。まことに江戸時代ほど、ある特定の思想（この場合は儒教）が政治、経済のリーダーの間に広く支持された時代は、日本歴史上で、ほかになかったと思う。

しかし、このことは儒学者が江戸時代の政治経済の運営を成功させた、ということをも必ずしも意味しない。むしろ彼らの思想、提言と幕府・諸藩の経済、財政との間に、重大な齟齬が発生していた、というのが真実であった。

本稿ではこういうことを念頭において、江戸時代の儒学者がどのような政策を提言をしたのか、幕府・諸藩はそれをどう実行したのか、政策は成功したのか、もし三者の間に齟齬が発生したとすれば、それは何故だったのか、という

ことを検討したい。

手順として、第Ⅰ節では儒教の経済観を簡単に整理し、第Ⅱ節では江戸時代の儒学者の経済政策論を取り上げる。そして第Ⅲ節では江戸幕府の財政政策を検討する。最後に第Ⅳ節で儒学者の提言と為政者の政策と現実社会との間の矛盾について検討しよう。

I 儒教の経済観

儒教は孔子や孟子を祖師とみなす思想である。中国でも江戸時代の日本でも、四書（論語、孟子、大学、中庸）・五経（易経、書経、詩経、礼記、春秋）を基本テキストとして、国王、諸侯、士大夫、君子（現在でいえば政府関係者、知識人）はこれを熟読玩味した。

中国では隋・唐以降、清代末まで継承された科挙試験の主要科目が四書・五経に関する論文作成であったし、江戸時代の日本では湯島聖堂をはじめ各藩の藩校における必修のテキストは四書・五経であった（もちろん他のテキストも採用された）。したがって、その時代の政治支配者たちの思考の論理は儒教に基づいていたといっても過言ではないだろう。

それでは、儒教の財政論の骨格とは何か。おそらく次の5点に要約できるだろう。

第1に、大原則として、社会を豊かにするためには、より多く生産しより少なく消費するということである。『大学』に「財を生ずるに大道あり。之を生ずる者衆く、之を食う者寡く、之を為る者疾く、之を用うる者舒かなれば、則ち財恒に足る」とあるのが、それである¹。

第2に、長期の計画を立てて収入を計算し、その収入の範囲内で支出をおこなうということである。『礼記』の「王制」に「地の大小を用って年の豊耗を視、三十年の通をもって国用（＝国の財政）を制す。入るを量りて以て出るを為す。……国に九年の蓄え無きを不足と曰ひ、六年の蓄え無きを急（＝危険）

1 島田虔次『大学』朝日文庫版、157ページ。

と曰ひ、三年の蓄え無きを国その国に非ずと曰ふ。三年耕して必ず一年の食あり。九年耕して必ず三年の食あり。三十年の通を以てすれば、凶旱水溢ありといへども、民に菜食（＝生活難）なし²とあるのが、これである。

第3に、産業のなかでは、何といても農業が基本である。『書経』「洪範」の第四節「八政」（行政における8大事項）に「八政、一は食と曰す、二は貨と曰す、三は祀（＝祭祀）と曰す、四は司空（＝土木事業）と曰す、五は司徒（＝地方行政、教育）と曰す、六は司寇（＝司法）と曰す、七は賓（＝外交）と曰す、八は師（＝軍事）と曰す³とあるように、農業は最優先なのである。

農業が最重要というのは、いまから考えれば異様な感じを受けるが、『書経』が書かれた時代（紀元前）を考えれば、当然であろう。

第4に、人民の負担を少なくすることである。梁の恵王が孟子に、小国の王でも天下の王者になれる秘訣を尋ねたのに対して、孟子は「王もし仁政を民に施し、刑罰を省き（＝軽くし）、税斂を薄くし、深く耕し易く（＝早めに）耨らしめ（＝刈り取りをさせ）、壮者暇日（＝余暇）をもってその孝悌忠信を修め、入りては以てその父兄に事え、出でては以てその長上に事えしめば⁴、いかなる強大国の軍隊をも打ち破ることができる、と答えている。これは人民が日々の生活で仁政の余沢を受けていれば、敵国に襲われても自分たちの生活を守ろうとして、愛国の気概を持つからである。

そして第5に、君子は義を重んじ、小利を求めないということである。孔子は『論語』のなかで、「君子は義に喩り、小人は利に喩る⁵」といている。この文章は多様に解釈できるが、「喩る」というのは「よく理解している」という意味であり、君子が正義を重視し、小利を求めて正義を損なうことはしない、という意味であろう。

2 竹内照夫『新釈漢文大系27、礼記上』197～198ページ。

3 加藤常賢『新釈漢文大系25、書経上』153ページ。

4 『孟子』巻1「梁恵王章句上」、岩波文庫版、45～47ページ。

5 金谷治訳注『論語』岩波文庫版、57ページ。

II 儒学者の提言

さて、江戸時代の儒学者の経済政策論、財政論をみていこう。

江戸時代の儒学が藤原惺窩に発することは、いうまでもない。彼ははじめ仏教僧侶をめざしたが、途中でこれを放棄して儒学に転向した。たまたま京都の伏見において朝鮮の学者、姜沆にあうチャンスがあり、彼から朱子学を学んで、みずからこれを研究するとともに、門人にこれを伝えた。惺窩の弟子には林羅山、石川丈山、松永尺五らがあり、このうち林羅山は幕府の官儒の祖となり、松永尺五は京都で「講習堂」を開いて数千人の弟子を育てたといわれている。そのうちの一人が木下順庵であり、木下順庵の門から新井白石、室鳩巢らが輩出した。

このほか、中江藤樹は陽明学を研究し、その門人からは熊沢蕃山がでた。さらに朱子学、陽明学などの宋学に疑問をもつ学者は孔子、孟子の原典を直接に研究することをめざし、ここから山鹿素行、伊藤仁斎、荻生徂来とその弟子の太宰春台らが輩出した。

したがって、江戸時代の儒学者といっても多数の学派に分かれていたのだが、経済政策論や財政論については大きな違いはないので、これを一緒にしてみたいことにする。

1) 貝原益軒

江戸時代の早い時期にまとまった経済政策論を述べたのは貝原益軒（寛永7～正徳4年）である。彼は筑前福岡藩士の出身であり、京都にでて木下順庵らと親交を深め、儒学者となった後も福岡藩への助言をおこなっている。益軒の多数の著作のうちで、君主の治世論を述べたのは『君子訓』であり、益軒はこの著書のなかで次のように主張している。

第1に、君主の治世の根本原則は政治と教育と刑罰であり、とくに政治の要は、次のことにあるという。

「士には禄食を与へて、義を守り利欲に遠ざからしむ。農には公役を省きて年

貢を軽くし、力を耕作に尽くさしむ。桑麻をうえ、布帛を織らしむ。工人を恵みて、その利用(=有用性)を賞し、無用の華美の物を作ることを禁ず。商賈を通じて運上を軽くし、市の価を平らかにして、奇功無益の物(=珍奇だが生活に役立たない物)を売り、姦制(=不正な利益)をなす事をいましむ。このうえに、遊惰を警しめ、奢侈を禁じ、儉約を行はしめて、四民とともにその分を安んじ、その業を勤め、衣食足りて困窮に到らしめず。これ民を養ふ政なり⁶である。

ここには、士には義を守らせて利欲から遠ざからせ、農工商の三民に対してはその負担を軽くし、彼らの生活を安定させることが大事であると説かれている。同時に、珍奇な奢侈品の流行を抑制し、不正な利益をたくらむ商人を取り締まり、奢侈を禁じ、儉約を実行させて、人民の生活を安定させることが示唆されている。

第2に、財政の基本は君主の儉約にあるという。

「仁政を行はんとならば、まず儉約を守るべし。儉約は奢り縦まならざるなり。衣服居宅、よろず内の事につきて華美を好まず、みだりに費さざる是なり。国大なりとへども、土地より生ずる米穀、其の外の財は限りあるなれば、上の物好きにまかせて無用の出費をなせば、財を用ひ尽くして年々に足らず。……古より名君賢主みな儉約ならぬはなし。儉は誠に君の美德なり⁷」である。儉約は君主の美德である、というのは益軒らしい表現であろう。

第3は、貯蓄の重要性である。

益軒は、我々が先にみた『礼記』「王制」の「三年耕して一年の食あり、九年耕して必ず三年の食あり」を、次のように解釈する。農民が仮に四町の田を耕作しているとしたら、年貢を除いた穀物を4つに分けて、3町の穀物をその1年に消費して、1町の穀物はそのままに残しておく。君主と臣下の場合には、俸禄を四つに割って、そのうちの三つを1年の消費にあて、他の一つを貯蓄す

6 貝原益軒「君子訓」、三浦理編輯兼発行『益軒十訓』上、20～21ページ。

7 同上書、22ページ。

る。こうすると3年後には1年分の穀物、俸禄の余剰が生まれる⁸。現代的表現でいえば、可処分所得のうち25%を貯蓄にまわせ、といているのである。

第4に、益軒は武士は商業に手を出してはならないという。

「君子は国土の利を取り尽くさずして民に与へ、運上課役をかけて民を苦しめず。然れども、民の利を恣にする事を禁ず。かつ仕えて君の禄を得る者は、商ひをなし利を求むべからず。故に古語にも、大を受くる者は小を取らずといへり。……士として君の禄を得る者、民と利を争ひ、民の利を奪ふは、天道に背けり⁹」。

ここで益軒が武士は商業に手を出してはならない、という理由は、武士は商売下手だからとか、商業が賤しいからとかというのではなく、武士は支配階級なのだから人民の家業を荒らしてはならない、ということである。人民に対する配慮が優先しているのである。

第5に、益軒は不時に備えて穀物を貯蔵することについても指摘している。

曰く、漢の宣帝は諸国に倉を建てて、米価が下がった時には高い価格で買い入れて倉庫に収納し、米価が高騰した時には価格を下げて販売した。これを名づけて常平倉という。一般に米価が下がれば土と農のために不利であり、反対に非常に高くなれば工と商は苦しむ。米価が高すぎても安すぎても、弊害が大きい。それゆえ、常平倉の法をおこなえば、この弊害を防止することができ、四民ともに困窮に至らない。わが国でも、昔はこれにならって常平倉があった。

また義倉という制度もあった。義倉は洪水、旱魃などの天災の時に、飢民を救おうとして設けるものである。これも良法である。ただし、この常平倉も義倉もお上の財政が困窮しては実行できない；だから君主は平常から儉約に努め、穀物を貯蔵しておかなければならない、というのである¹⁰。

これが、貝原益軒の考える「君主の提要」である。

8 同上書、27ページ。

9 同上書、43ページ。

10 同上書、45ページ。

2) 荻生徂来

この後の儒学者は、朱子学派も陽明学派も古学派も、基本的には益軒とほぼ同様の政策論を展開した。将軍・藩主が儉約を守ること、人民に対する貢租を軽減すること、農業を重視すること、常平倉・義倉などの穀物貯蔵を実行すること、などがそれである。しかし、これだけでは幕府・諸藩の財政を安定して維持するには不十分であり、もっとドラスティックな提言をした学者もいた。そのうちの2人をみてみよう。

最初は荻生徂来(寛文6～享保13年)である。荻生徂来の父は館林藩の藩医であったが、ある事件に巻き込まれて蟄居を命じられたので、徂来は少年時代、上総国の小村に貧しい生活を送るはめになった。元禄3年、父が許されて一家は江戸に出ることができ、徂来は儒学を講じて著作をなした。この著作が認められて、徂来は柳沢吉保に召し抱えられ、5代将軍綱吉にも講義をするまでに至る。後には江戸茅場町に古文辞学の護国塾を開き、当代一流の学者として活躍するとともに、6代将軍徳川家宣、8代将軍徳川吉宗らにも献策の機会をもった。

荻生徂来は、その晩年にあたる享保12年頃、政治経済にかかわる主著『政談』を著している。そのなかで彼が主張した財政政策は、武家の土着と制度の確立であった。武家の土着とは武家を知行地に帰して、土着の武士にすることであり、他方、制度の確立とは身分の上下の別に従った生活をするのである。

徂来は、武家の財政が困窮している原因の一つは、武家が自分の知行地から離れて旅宿にあることだと考える。それを彼は「武家御城下に集まり居るは旅宿なり」という。¹¹なぜ旅宿かというと、諸大名は一年交代で江戸に参勤し、諸大名の妻子や幕臣である旗本とその家族も江戸に常住し、諸大名の家臣も大半は城下に居住しているからである。こうして武家が知行地から離れて「旅宿」、つまりホテル住まいをしていることから、さまざまな弊害が起こってくると、彼はいう。

11. 荻生徂来「政談」『日本思想大系36、荻生徂来』、295ページ。

第 1 に、この旅宿住まいのために、衣食住をはじめ箸一本にいたるまで買い調えなければならない。出費がかさむだけでなく、「城下では金にて諸事の物を買調へねば一日も暮されぬ故、商人なくては武家は立たぬ也」となって、結局は「城下では直段は商人の言次第に」、モノの値段が上がっていっそう支出が増加する。第 2 に、知行地たる農村では監督者である武士が長年不在のため、農民はわがままになり、年貢の収納その他の支配が行き届かなくなっている。こうして歳入の減少は避けられない。

これをやめて、武家が知行地に土着すれば、農民の監督が行き届くだけでなく、武家自身が米、味噌を作り、衣服を織るなどして、生活必需品の多くを自給することができる。また余った年貢米を売り急がずに蔵に収納しておけば、買い手の商人に対して有利な立場に立つことができる。その結果、米価は上がり、その他の物価は下がるであろう。「武家主と成て商人客となる也。されば諸色の直段は武家の心ままになる也」であって、これが武家土着論の根拠である。

由来は、武家の困窮の第 2 の原因は礼法制度が確立されていないことだ、と考える。そこで、制度の確立が必要であるという。ここで制度というのは、「制度と云ふは法制・節度のこと也。古聖人の治に制度といふものを立て、これを以て上下の差別を立て、奢りを押さへ、世界を豊かにするの妙術也」、「衣服・家居・器物、あるいは婚礼・喪礼・音信・贈答・供回りの次第まで、人々の貴賤・知行の高下・役柄の品に応じて、それぞれに次第あるを制度という¹²也」とあるように、武家が身分上下の違いに応じた生活をするのであり、もっとはっきりいえば、身分の低い者は質素な生活をするのであり、彼は、いまはこの制度が立っていないために、身分の賤しい人間までが贅沢品を求めるようになって、モノの値段がつり上がるとともに、人々の生活も苦しくなっているのだというのである。

12 同上書、307ページ。

13 同上書、311ページ。

但来はそのうえ、幕府の財政再建は儉約の励行だけではおぼつかないという。そこで、幕府が商人から購入している諸品の買い上げをやめて、諸大名に無償で上納させるべきだという。これには根拠がある。なぜなら、「古三代の御代より、諸侯の国には土産の貢あり。夫より以後歴代の帝王も、また日本の古も郡県の代なれば、ことさら国々より土産の貢を上ること、書籍の面てに明白也¹⁴」だからである。

ここにある古三代とは、中国古代の夏、殷、周をさすと思われるが、要するに租・調・庸のうちの調・庸の上納である。その具体例として但来は、越前の奉書紙、会津の蠟燭・漆、南部・相馬の馬、上州・加賀の絹などを挙げて、こうして諸大名より調・庸を無償で上納させることによって、幕府の財政を改善できると考えるのである。

いったい、こうしたことがなぜ可能かという点、但来は徳川幕藩体制を中国の封建制になぞらえて捉えており、幕府が諸大名に領地と人民を与えたのだから、諸大名はその反対給付として一様に年貢と賦役を上納し、さらにその土地の産物を上納するのが当然であると考えているからである。

3) 中井竹山

次に中井竹山(享保15～文化元年)をみよう。中井竹山は、大坂町人の出資によって設立された懐徳堂の学頭として、町人たちに儒学を講じていた学者であった。天明8年に老中松平定信が大坂を訪れた際に謁見を許され、その直後に自己の所信を述べた『草茅危言』を定信に奉呈した。この『草茅危言』には、財政再建について2つの重要な提言が書かれている。一つは参勤交代の制度を緩めることであり、他の一つは諸大名の借財の返済方法である。

第1の参勤交代について、竹山はこれが幕藩体制の基礎であることを認めながらも、同時に、これが諸藩の過大な負担になっていることを指摘する。そして、こうしたことは中国古代においても行なわれていたが、その場合には遠距離の諸侯は参勤の間隔が長いなどの配慮がなされていたと述べて、現行の参勤

14 同上書、318ページ。

交代も改革の余地があるという。なぜなら、日本では諸藩の参勤交代は江戸への遠近を問わず、同じ基準でなされているために、遠方の大名にとっては「年々の往来は、余り劳逸の均しからぬ事也」¹⁵であるからである。

具体的には、江戸から50里以内の諸大名は毎年参勤・在府50日、100里以内の諸大名は2年に一度の参勤・在府100日、200里以内の諸大名は3年に一度の参勤・在府200日、300里以内の諸大名は4年に一度の参勤・在府300日、それ以上の遠隔地の諸大名は5年に一度の参勤・在府1年というように差をつけ、そして、諸大名の正室も国元に帰すのである。こうすれば、諸大名の経費も軽減され、財政困窮も緩和されるというのが、その提言である。

しかし、こうすると江戸在住の人間が少なくなって商工業が不振となり、大坂の経済にも悪影響が出るのではないかという批判がでよう。そうした批判に対して、竹山は現在の江戸の繁盛は過昌（行き過ぎ）であって実昌（実体のもとなった繁栄）ではないという。江戸に武家が詰めきりとなって過大な消費社会が出現しているために、人手不足が起こって農村から遊民が入り込んで物価が高くなっているというのである。

また、参勤交代制は幕藩体制の基本であるから変更不可能である、という批判に対して、竹山は徐々に緩和すればよいという。時間をかければ実行可能だということである。

第2の諸大名の借金の返済について、竹山はこういう提案をしている。現在のまま放置しておいては、この問題は解決できない。ここはひとつ幕府がインシアティブをとって、問題の抜本的な解決に乗り出さなければならない。

それでは、どうすればよいのか。最初に幕府が諸藩の担当者呼び出して、借財の実情を詳しく報告させる。その際、30年以前の借金は過去のこととして切り捨てる。また新借であっても滞納のない分は、これも除外する。そして、ここ30年以内の借財で返済の滞っているものを書き出させて、その実態を究明する。

つづいて、江戸、京、大阪をはじめ諸都市の銀主、つまり貸し主に命じて、この30年間の滞借を各大名ごとに提出させて、先の諸藩の滞借表と突き合わせる。こうすれば、おおよその実態が把握できるであろう。

次に、この滞借と大名の知行高とを対照して、負債額が知行高を上回るものについて、小窮、中窮、大窮、極窮と序列をつける。そして、それに応じて小窮は5年、中窮は7年、大窮は10年、極窮は15年というように、その年数のあいだは公役を免除する。そうすれば、諸藩にとっては「大なる歳計のゆるみにて、莫大の公恩成るべし¹⁶」。ただし、公役の免除が藩の財政規律を緩めないようにするために、これと並行して、幕府は諸藩に対して、公役免除の期間中、5万石の大名は1万石格の生活を、10万石の大名は2万石格の生活をするというように、諸大名の生活を切り詰めさせるようにする。こうすれば諸藩の借財も返済できるようになるであろう、というのが竹山の提案である。

参勤交代の緩和といい、藩債の返済といい、中井竹山の提案は、大坂人らしく具体的で、実行可能に思える提案である。

III 幕府の財政政策

1) 幕府と諸藩の財政難

ひるがえって、幕府と諸藩の財政事情はどうであったのだろうか。

よく知られているように、江戸幕府も全国260をこえる諸藩も、元禄を過ぎる頃から財政難に陥り、この財政難は結局、幕末まで解決しなかった。いつの時代、どの国の政府も財政難でないものはないと言ってしまえば、それまでだが、江戸時代の幕府、諸藩の財政難は深刻だったのである。

財政難を克服する方法は、歳入を歳出より多くする（同じことだが、歳出を歳入より少なくする）以外にない。これは先の「入るを量って、以て出るを為す」である。それでは歳入と歳出の内容は、いかなるものだったのか。

歳入については、幕府も諸藩も、その大半を年貢米その他の田畑の収穫物が

16 同上書、319ページ。

占めていた。これを貨幣で代納する場合もあったが、多くは現物を納入し、幕府、諸藩が大坂、江戸の市場でこれを売却して貨幣に替え、それを歳出の原資としたのである。江戸時代後半になると、諸藩は藩営専売をおこなって、藩内の紙、綿糸、塩、蠟などの特産物を独占的に買い上げて、江戸、大坂市場で売却し、財政の補填に役立っているが、その割合は多くない。さらに、商人に対する課税額はもっと少なかった。

歳出については、幕府の場合は旗本・御家人の俸禄、諸藩の場合は家臣の俸禄がもっとも多い。これに次いで治世のための一般行政費があり、さらに將軍とその家族、藩主とその家族の生活費・交際費があった。このほか、時折に発生した凶作（早魃、冷害、水害、蝗害）、火災、地震などによる、緊急救助費があった。諸藩の場合はさらに、参勤交代と江戸藩邸の維持費、および御手伝（幕府の命による土木事業の引き受け）などがあった。

問題の財政事情であるが、幕府の財政は、新井白石の『折りたく柴の記』によると宝暦期に、松平定信の『宇下人言』によると天明期にも、すでに破産状態にあった。このため、享保、寛政、天保のいわゆる「三大改革」が実行されたのであり、「改革」とは、とりもなおさず財政再建のための改革であった。

一方、諸藩の場合にも、元禄期を過ぎる頃には、ほとんどの藩が財政難に苦しんでいた。その原因の一つが参勤交代であった。海保青陵は参勤交代と江戸藩邸の出費が、（家臣への俸禄を除いた）歳出の約半分を占めることを指摘している。彼は諸国をまわって諸藩の事情に精通した儒学者であったが、「鶴（＝青陵のこと）承るに、諸大名ともに国用の半は江戸入用なるもの也と、江戸にても云ふことなり。御屋敷の御普請より参勤御在府中の費用、献上御配り下されもの、御出入扶持、聖堂の費用、彼是にては十¹⁷万両にては足るまじ」と述べている。

2) 幕府の財政再建政策

ここで、紙数の関係上、幕府にかぎって財政再建の政策を検討してみよう。

17 海保青陵「経済話」『日本思想大系』382ページ。

主な政策は次の5つだったように思う。

第1は、諸費の儉約である。

「儉約令」は江戸時代を通じて、もっとも頻繁に出された政策であった。これも初期の頃は、幕府の財政事情がよかったために、形式的なものに止まっていたが、元禄を過ぎて宝永年間あたりから、回数が増え、享保16年2月には、大目付にむかって「近年打ち続き米下直については……当亥年より丑年まで三ヶ年の間急度相守り、儉約仕るべき旨仰せ出され候」という、本格的な儉約令が出された。

そして天明3年12月に「近年御料所損耗打ち続き候うえ、当卯年関東・北国筋不作にて御収納相減り候に付き、来る辰年より来る戌年まで七ヶ年の間、諸向御儉約の儀仰せ出され候」という令が出されて以降、天明7年には「当未年より来々酉年まで」、寛政元年には「来戌年より来る寅年まで五ヶ年の間」、寛政6年には「猶此の上来る子年まで拾ヶ年の間」、文化元年には「御儉約年限なおまた七ヶ年、是まで通りたるべき旨」、文化8年には「来る申年より五ヶ年を限り、なおまた厳しき御儉約仰せ出され候」とつづいた。

この後、恐らく貨幣改鑄で財政事情が良かったためか、文化13年には儉約令は一服したが、その後も、文政元年にはふたたび「当寅年より来々辰年まで三ヶ年の間、改めて御儉約仰せ出され候」となって、文政3年には向こう3年間、文政6年には向こう5年間、文政11年にも向こう5年間、天保4年にも向こう5年間、天保9年にも向こう5年間、天保14年にも向こう5年間、嘉永6年にも向こう5年間、安政4年にも向こう5年間、文久元年にも向こう5年間と、幕末まで繰り返しリレー式に儉約令が出されつづけたのである。¹⁸

これはいったい何を意味するのだろうか。財政が再建できなかつたことは、たしかである。おそらく、まだまだ儉約の余地があるとみなされたのであろう。このように繰り返された「儉約令」が一般行政費を削減し、武士の生活を質素にして、幕府の財政再建に貢献したことは明らかであろうが、それが歳出削減

18 儉約令は、大蔵省編纂『日本財政経済史料』巻3の「節儉」817～1030ページによる。

に貢献した金額は、残念ながらわからない。

第2は、新田の開発と年貢の増徴である。

新田の開発は江戸時代の初期に大々的に実施され、この時代の経済成長率を引き上げた。しかし、18世紀に入る頃には、新田開発の余地は少なくなって、幕府の場合は、その後も蝦夷地の開発、印旛沼・手賀沼の干拓（以上、田沼時代）、印旛沼の開削工事（天保の改革）などを企てたが、成功しなかった。

年貢米の増徴は、吉宗によって実行され（享保改革）、成功した。これは年貢徴収の方法を検見法から定免法に改めて、徴収にかかる行政コストを削減したこと、および租率を四公六民から五公五民に引き上げたことによる。しかし、その後は必ずしも年貢米は増加して¹⁹いない。

第3は、御用金の徴収である。

幕府の御用金は、宝暦11年、天明5・6年、文化7年、文化10年、天保14年、嘉永6年、万延元年、元治元年、慶応2年の9回実施された。御用金は、最初²⁰は「御買米令」として出発した。「御買米令」とは、豊作で米価が下落して幕府、諸藩の収入が減少するのを防止するために、商人から御用金を徴収して、これを原資として江戸、大坂で大量に米を買い支えるという政策である。次に、諸藩に年貢米の市場搬出を抑制させる代わりに、その代償として、商人から徴収した御用金を諸藩に低利で融資するという政策をおこなった。そして天保14年以後になると、幕府自身の財政赤字を補填する目的で、御用金が徴収された。とくに嘉永、万延年間の御用金は、外国艦船の日本接近に対する海防費の調達が主な目的であり、元治、慶応年間のそれは、長州征伐のための軍資金であった。

御用金は主に大坂商人に対して下命された。彼らがもっとも多くの御用金を

19 古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」78～79ページの第2・1図による。原史料は向山源太夫編纂の『誠齋雜記』である。

20 以下の記述は、幸田成友『日本経済史研究』の「御買米及び御用金」と、『江戸と大坂』の「第六、御用金」による。なお、森泰博氏の「文化期までの御用金と鴻池家」（26ページ）によると、寛政2年、文化元年、天保5年にも御用金の徴収があった。

調達できる能力があったからである。金額はまちまちであり、高いところでは宝暦11年の御用金は170万両、天保14年の御用金は110万両を目標とした。しかし実際には、目標額を達成できない場合が多かっい。たとえば、天保の御用金はその目標を達成できたが、宝暦の御用金は70万両に止まったのである。

我々は一般に御用金を返却しないものと考えがちだが、実際にはほとんどの場合、低利の利子をつけて返済された。したがって、御用金は一時的には財政赤字を補填したが、長期の視野でみると幕府の財政赤字の解消には、ほとんど役立たなかった。したがって、これを財政再建の政策とみなすことはできないであろう。

第4は、貨幣の改鋳である。

貨幣の改鋳は慶長期、元禄期、宝永期、正徳・享保期、元文期、明和期、文政期、天保期、嘉永・安政期、万延期の、つごう10回おこなわれた。このうち、正徳・享保期の改鋳は通貨の品質を向上させたものであり、明和期の改鋳は計数銀貨を発行したものである。それ以外の、元禄期から万延期までの改鋳はいずれも、新しい通貨の品質を落として、より多くの通貨を発行するという、改鋳による益金の入手を目的としたものであった。

田谷博吉氏の『近世銀座の研究』によれば、貨幣改鋳による益金は相当多かったようである。元禄改鋳は銀27万3600貫（金1両＝銀60匁として、金456万両、年平均27万両）、元文改鋳は銀1万4200貫（23万7000両、年平均では僅少）、文政期の改鋳は金567万両（年平均約45万両）、天保期の改鋳は少なくとも金243万両（年平均約40万両）の益金を、それぞれ幕府にもたらした。²¹

第5は、都市町人からの地子銀の徴収と、株仲間その他の商人からの運上、冥加の徴収である。

最初の地子銀についてであるが、幕府は当初、江戸、京都を除いて、少なくとも大坂、堺、奈良の商人から地子銀（一種の宅地税）を徴収していた。しかし、寛永11年、三代将軍家光が大坂に立ち寄って、この三都市の地子銀を免除

21 田谷博吉『近世銀座の研究』191, 288, 396, 403ページ。

してしまった、それまでの大坂の地子銀は一年に約銀 178 貫（一両=50匁として、約3000両）であったという²²。長崎では、その後も地子銀が徴収されつづけた。天明年間の地子銀は一年に約銀50貫（1両=60匁として約 830 両）だったという。

次に、運上というのは、商工業者に対する一種の営業税であるが、これには酒運上、油運上、船運上、車運上、駕籠運上、山猿運上、漁業運上などがあつたらしい。詳細は分からない。新井白石の『折りたく柴の記』のなかに、宝永5年頃の幕府の収入のうち、長崎運上が6万両、酒運上が6000両ほどであるという記事がある。これでおおよその見当はつく。長崎運上を最大の項目として、運上の収入は一年に10万両を上回らなかつたであろう。

最後に、株仲間から調達した冥加がある。幕府は主に享保期から天明期にかけて、商人の同業者集団としての株仲間を承認し、その仲間が当該業種を独占的に営業することを許し、その見返りとして商人から冥加を徴収した（徴収しなかつた株仲間もあつた）。

株仲間が献上した冥加の総計がどれほどか、明らかでない。大坂の商人については、宮本又郎氏が『大阪府史』のなかで作成された表があり²⁴、これをもとに試算すると、恐らく年間3000両以下だったと推計される。ところが江戸では、十組問屋が文化10年に株仲間を承認され、一年に1万200両という巨額の冥加を収めていたことが知られている²⁵。両者をあわせて、一年に1万3000~4000両というところであろうか。

これらが、幕府の財政収入である。

IV 提言と政策と現実のあいだの齟齬

先に述べたように、江戸時代の為政者は儒学の信奉者であり、その師であつ

22 幸田成友『江戸と大阪』28ページ。

23 新井白石『折りたく柴の記』92ページ。

24 宮本又郎稿「表44. 田沼期の大阪株仲間」、『大阪府史』315~316ページ。

25 大蔵省編纂『日本財政経済史料』巻3, 6~7ページ。

た儒学者がさかんに財政再建のための政策提言したにも拘わらず、幕府と諸藩の財政はついに幕末まで再建されなかった。となると、提言と政策との間、あるいは政策と現実との間に、何らかの齟齬があったと考えざるを得ない。いったいそれは、どこにあったのだろうか。

まず第1に、一般的にいえることは、政府関係者は主観的には、貝原益軒のいったような提言に従って、倹約を守り、農工商の一般庶民に対する租税負担を軽減しようとし、武士は商業から遠ざかり、凶作・災害に対する備えを怠らないようにした、ということである。

しばしば、江戸時代には幕府の代官や諸藩の役人が農民を搾取し、御用商人から賄賂を受け取って贅沢な暮らしをしたような話がされて、だから江戸時代は封建的で暗い時代だったという結論が下されることがあるが、それらの大半は、明治以降の近代をより良くみせるための、無意識の作為に過ぎない。幕府でも諸藩でも、為政者は儒教の教義に従って、一般庶民の生活をより良くしようと努力したのであり、凶作時、災害時には年貢を軽減したり、「御救米」を供出したりしているのである。

しかし、そうした努力にも拘わらず財政は好転せず、いきおい農民に負担を転嫁せざるを得なかったのである。そこが、江戸時代の財政問題の焦点だと思う。

第2に、幕府と諸藩の代表者（将軍、諸大名）の倹約が不十分であったことがある。この点は否めない。儒学者は、おそらくこれが最大の原因だったと指摘するであろう。

幕府の場合には、5代将軍綱吉や11代将軍家斉のような有名な放蕩将軍が現れて、思いのままに贅沢をし、神君家康の教えも、享保・寛政の改革の努力も水泡に帰せしめてしまったのである。

これに対して、しばしば元禄期、文化文政期には幕府が放漫財政だったからこそ経済が活性化し江戸文化が華ひらいたのだ、という説が立てられてきた。たしかに、財政が緩和されれば、市場に資金が放出されるのだから、一時的に

は経済が活況を呈し、文化活動も盛んになる。しかし、経済活動が活発になって財政が好転すればよいが、そうでなければ、財政の赤字はどこかで補填されなければならない。その点を度外視して文化論だけをいうのは、やはり偏った議論であろう。元禄の後には享保の改革が、文化文政の後には天保の改革が実施されざるを得なかったという現実には、思いを致さなければならない。

しかし、儉約の問題はそうした一部の放蕩人間だけの問題に限らないところに、深刻さがあったというべきである。問題はむしろ、一般の武家（旗本、御家人、一般藩士、足軽）が、市場経済の発展にあわせた生活をしようとすれば、幕府と諸藩の財政は逼迫せざるを得なかったという点にあった。

市場で新しい製品（たとえば新種の西陣織）、サービス（たとえば新しい歌舞伎の出し物）が現れて、やや高値で売り出されているときに、町人は消費するが武士は質素儉約を守って消費しない、というわけにはいかないのである。

これに関連して思いつくのは、荻生徂来の「武家帰農論」と「制度確立論」である。たしかに「武家帰農論」も「制度確立論」も、理路整然としており、議論としてはおもしろい。しかし、議論に現実性がないことは明らかである。都市の市場経済が発展しているときに、武士と農民だけは農村に引きこもって、身分相応に自給自足の暮らしをせよ、というのは学者の考える机上の空論である。その証拠に、幕府の政策としても、寛政の改革における「旧里帰農令」、天保の改革における「人返し令」などは、いずれも失敗したのである。

第2に、財政の他の側面、すなわち歳入に関してみれば、長崎の運上という特殊要素を除くと、貨幣の改鑄による益金が歳入増加に及ぼした貢献が大きかった。貨幣改鑄というと、勘定奉行荻原重秀を追い落として新井白石が強行した「正徳の貨幣改鑄」が思い出される。これは儒学者としての彼の信念にもとづいておこなわれた政策であったが、その結果はといえば、激しいデフレの進行であり、庶民生活の破壊であった。

貨幣改鑄の善し悪しについて、儒教の古典に遡って議論をした学者はいない。それもその筈、儒教の古典は貨幣経済の発達する以前の紀元前の著作であるか

らである。こうなると、テキストなしの政策提言が必要となり、儒学者の経済センスが問われるのである。実際には、荻原重秀ならずとも、経済の規模の拡大にあわせた貨幣発行量の増加が必要だったのであり、その意味では、元禄期、および元文期以降に実施されたような、品質を落とした貨幣の改鑄もやむを得なかったといえるであろう。

第3に、幕府、諸藩とも、歳入に占める年貢（本途物成・小物成）の占める比重が非常に大きかったのに反して、地子銀、運上、冥加といった町人の負担が少なかったことが注目される。

経済が発展し、町人が豊かになり、（三井家、鴻池家ほどではなくても）富を蓄積している町人が多数輩出しているときに、幕府や諸藩がもっと町人の租税負担を大きくして、彼らの富の蓄積に合わせた租税が工夫されるべきであったのに、なぜそのような政策が採られなかったのか。率直に問われるべき疑問であろう。しかし、この点について立ち入った議論をしている研究者は少ないように思われる。

管見のかぎり、この問題を真正面から取り上げたのは児玉幸多氏である。児玉氏は『近世農民生活史』のなかで、江戸時代の租税制度について、次のような指摘をしている。

①江戸時代の租税は石高のある土地に課された本年貢が主体であり、しかも本年貢の税率は石高に対しては比例税率であって累進税率でなかったから、大百姓ほど余裕があった。

②都市の商工業者が利益を得ても、営業税とか事業所得税のような、利益に応じた税は課されなかったから、彼らの利益は著しかった。

③しかし、そうした商工業者の利益に租税を賦課するためには、当時の租税体系を根本的に改めなければならず、一藩の範囲では実行できない。

④その結果、租税体系をそのままにしておき、冥加、運上を増加した。しかし、こうした租税を負担できた商工業者の数は少なかったから、徴収額も少な

かった。

これが、児玉氏の見解である。私も、たしかに藩のレベルではこのとおりだ
と思う。農民は農地なくしては生活できないが、商工業者は、他の土地に移っ
ても営業できるから、一藩かぎりでも商人に冥加や運上を課すことはできない。

それでは、幕府はなぜ地子銀を廃止したのだろうか。また、冥加や運上をよ
り重く課さなかったのだろうか。

おそらく冥加や運上を重くしなかった理由は、幕府と諸藩の歳入の原資が貨
幣でなく米だった、という現実に関連しているのであろう。一般商品に運上や
冥加を課せば、それらの商品の価格に転嫁されて、米価との価格格差が拡大す
る。そうなると武家の生活費は増加し、生活水準は低下するのである。実際、
天保の改革で株仲間が解散させられた理由は、株仲間が流通を独占し、価格を
引き上げているということであった。

一方、幕府は地子銀をなぜ撤廃し、その後なぜ復活しなかったのか、率直に
いってわからない。一般の町人は農民より生活レベルが低いから、地子銀を課
すのは可哀想だと、幕府は思ったのだろうか。地子銀を課すと都市暴動が起こ
って面倒だと思ったのだろうか。藩のレベルでは、岡山藩のように地子銀を徴
収していたところもあつたのである。²⁷

第4に、これと関連して、幕府、諸藩が町人に対して実施したのが、商人へ
の借金と、その借金の踏み倒しであった。

第Ⅲ節で述べたように、幕府は主に大坂商人に対して「御用金」を徴収した。
これは本来、過剰米の買い上げ、海防費用の捻出などを目的とした、臨時の歳
入補填であったが、御用金の返済には長期間を要した。それだけ長期に歳出を
圧迫したのである。幸田成友氏によれば、幕府の御用金はほとんど返済された
というから、さいわいにして諸藩のような踏み倒しはなかったといえよう。

しかし、幕府直参の旗本は、そうはいかなかった。彼らは早い時期から江戸
の札差に借金をし、また借金の返済に苦しみながら生活をしていたのである。

27 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』344～345ページ。

諸藩の場合も旗本と同じであって、藩士の俸給の削減、年貢の増徴などでは間に合わず、江戸時代中期以降、大坂、京都、江戸の商人から借財をし（大名貸）、後にはその返済に苦しめられた。藩士もまた、地元の商人に借金をする暮らしをしていたのである。

その結果、窮余の策としておこなわれたのが、棄捐令、御断りであった。寛政の改革における「札差棄捐令」は有名であるが、これを実施したのは儒学者としても名高い松平定信である。彼は老中筆頭に就任した直後に書いた『政語』のなかで、武家が商人に借金をする場合には、あらかじめ商人の信頼を勝ち得ておかなければならない、と言っていたのだが、²⁸その当人が翌年には江戸の札差をあっと思かす「札差棄捐令」を断行し、札差たちに多額（118万両）の損害を与えたのである。

諸藩の場合も、財政改革が断行される場合に、大名貸をしてきた商人に対して「御断り」という、返済棄却を言わたすことがあった。そのもっとも代表的なものは、薩摩藩の調所広郷が天保6年に大坂、京都、江戸商人に対しておこなった、総額500万両の藩債を向こう250年間、無利子、年賦2万両の元金払いにするという、債務の繰り延べで²⁹あろう。これは表面上は債務の繰り延べであって、債務の棄却ではないが、実質的には棄却であることは疑いない。

問題は、毎日、借金に追われる生活をし、ついには借金の踏み倒しをする、というような儒教倫理に反する行為を、武士がどう考えていたのかということである。

これを「背に腹は代えられない」とか、「商人はふだんから高利をとっているのだから、踏み倒してもかまわない」などと言っては武士道が成り立たないことは、言うまでもないだろう。おそらく、財政の要路に立っていた人々は、精神的な苦痛を感じていたのではないだろうか。

福沢諭吉は父親について、こういう追憶をしている。彼の父は中津藩の大坂

28 松平定信「政語」421～424ページ。

29 芳即正『調所広郷』124ページ。

蔵屋敷に勤めている下級武士で、漢学者でもあったのだが、その日常の仕事は加島屋、鴻池などという大商人に藩の蔵物を売却し、財政の不足を借金するようなことであったから、「元来父はコンナ事が不平で堪らない。金銭なんぞ取り扱ふよりも読書一偏の学者になって居たいといふ考えであるのに、存じ掛けもなく算盤を執って金の数を数へなければならぬとか、藩借延期の談判をしななければならぬとか云ふ仕事で、……昔の学者は銭を見るのも汚れると云ふて居た³⁰純粹の学者が俗事に当ると云ふ訳けであるから、不平も無理はない」。

ここには、いま我々が議論している渦中の藩士の苦衷の姿がよく描かれていると思う。

結局、諸藩の抱える藩債は、明治6年の太政官布告で整理された。その内容は、奇しくも中井竹山の提言に似たものであり、天保14年以前の古借はこれを破棄し、慶応3年以前の中借は元金のみ50年年賦で返済し、明治以後の新借は4%の利子付きで25年年賦で返済する、というものであった。³¹

第5に、諸藩の財政を左右したものの一つとして、参勤交代の緩和について考えよう。

第Ⅱ節でみたように中井竹山も参勤交代の緩和を提言したが、これは相手の松平定信によっても、その後の幕閣によっても採択されなかった。採択されなかった理由は、もちろん明らかでない。恐らく参勤交代は、神君家康以来の伝統であって、幕藩体制の骨格であると考えられたからであろう。

慶長20年の武家諸法度13カ条のなかにも、「隣国に於て新儀を企て徒党を結ぶの輩これあらば、早く言上致すべき事」とか、「諸大名参勤作法の事」があり、³²参勤交代は徳川家代々の重大事項であったと推測される。したがって、そのためにたとえ諸大名が困窮に陥ろうとも、緩和されなかったのであろう。

ここで思い出されるのは、八代将軍吉宗が享保7年に、幕府の財政を好転さ

30 福沢諭吉『福翁自伝』、9ページ。

31 『明治財政史』41～42ページ。

32 『御触書寛保集成』1、1～2ページ。

せるために「上げ米令」を出して、諸大名に石高当たり1%の上納を命ずるとともに、参勤交代による在府期間を半年に短縮した事例である。これは8年間³³で中止されたのだが、これが後に繰り返されなかったところに、幕藩体制の制約があったというべきであろう。

第6に、もう一つの政策、藩営専売を考えよう。

藩営専売は諸藩の財政赤字を克服する、おそらく最後の手段として実施されたものであろう。先にみた薩摩藩では、藩債の大整理の後、調所広郷のイニシアティブで、藩営専売事業が展開され、これが成功して幕末の討幕運動の軍資金となっていく。これほどではなくとも、多くの諸藩が藩営事業をおこなっていたことは、吉永昭氏の『近世の専売制度』に詳しい。

藩営専売について、儒教の古典はほとんど触れていない。その理由は、貨幣改鑄について述べていないのと同じである。しかし、中国では古くから国営専売の事例があった。平中岑次氏の『中国古代の田制と税法』によると、漢の武帝は、儒教を国教の地位に引き上げた皇帝であったが、彼はまた外征による財政の欠乏を補うために、それまでの塩、鉄に対する課税制を廃止して、塩・鉄国家専売制を導入した皇帝でもあった。武帝は、国営専売を実施するにあたって、中央政府の太司農のもとに塩、鉄の次官級官僚をおき、地方の郡県には塩官、鉄官を設けて、塩、鉄の製造販売を担当させた。しかも、官営事業の弊害として、品質が粗悪で人民の不評を買ったというが、それにも拘わらず専売を続けたのは、専売の方が課税より収益が大きかったからであろう。中国における塩、鉄の国家専売はその後も、課税方式と交代しながら、清代まで継続されたようである。

一般に、公的機関（国家、幕府、諸藩）による専売と商人に対する課税とを比較すると、明らかに専売は課税よりも商人に対する打撃が大きい。なぜなら、課税なら商人は課税額を販売価格に転嫁できるが、専売となると営業できなくなってしまふからである。このことは、専売が完全な公営ではなく、一部の商

33 『御触書寛保集成』1709, 859~860ページ。

人に委託て実施されたとしても、同じである。なぜなら、委託された一部の商人を除く多くの商人は、いまや公営となった商業活動から閉め出されてしまうからである。これが、貝原益軒のいう「士として君の禄を得る者、民と利を争ひ、民の利を奪ふは、天道に背けり」であることは、いうまでもないであろう。

これに対する反論は、独立独行の儒学者、海保青陵（宝暦5年～文化14年）の「大名商人論」である。彼は『善中談』のなかで、武士が商業を賤しむ風潮を根拠のないことと痛罵している。

「其上、武士の風として金を賤しむことなり。金を賤しむゆへに、金へらへらと無くなるなり。金を貴ぶ人をば大いに笑ふて商売中の人なりと云ふこと武士一統の風なり。商売人の風とて笑ふほどならば、己は商売はせぬかと云へば、先ず大国の大名より年々米を売りにて金にして、扱公用の勤め万事整ふなり。米を売るは商売なり。大国の大名より皆商売中の人なり。商売中の身分で居ながら商売を笑ふゆへに、己が身分と所行と違ふなり。貧になるはずのことなり³⁴」
というのが、彼の喝破した武士の実態である。

ここまで理解できれば、近世の幕藩体制のなかで儒教を生かすことは可能になるであろう。実際、海保青陵は、『稽古談』その他の著述のなかで、諸藩は武家であると同時に商人でもあるという自己の存在を認識して、「産物廻し」（藩営専売）を実行して利益をあげることで、藩の財政を再建するとともに、領民の生活を改善することができると主張したのである。

こうして我々は、海保青陵の著述に至って、ようやく江戸時代の儒学が現実に対応できる地点に到達したように思う。この先に残されていたものは、儒学は近代の企業経営を正当化することができるかという課題であったが、それは渋沢栄一が「士魂商才論」を展開することで、可能となった。渋沢は「合本主義」（株式会社経営）が、江戸時代の御用商人のもつ私益中心主義を克服して、明治国家がめざすべき公益中心主義に一致することを熱心に説き、旧武士層を工業経営の分野に誘ったのである。この点については、すでに拙稿「渋沢栄一

と近代的企業家の出現³⁵」のなかで検討したので、これ以上は立ち回らない。

我々は本稿で、最初に、江戸時代の儒学者がどのような思想にもとづいて、政策提言をおこなったかをみた。次に幕府、諸藩の為政者が、儒教の立場から、どのような政策を実行したかをみた。そして最後に、それらが現実に成功したかどうかを検討した。

俵約は儒学者が力説し、為政者も努力したが、必ずしも時代の趨勢に沿うものではなかった。農業が最重要であることも、儒学者が強調し、為政者の努力したところであった。しかし、財政が逼迫してくると、為政者は農民の貢租を引き上げざるを得なくなって、政策は主義に反するものとなった。ここに、農民一揆の必然性と正当性を読みとることができる。

商人に対する課税が少なかったことは、一部は米経済（石高制）のもたらした結果であったか。しかし、それだけは、地子銭の撤廃も、農民と商人との租税負担の不公平も説明できないであろう。

富裕な商人に対して、幕府が御用金を、諸藩が大名貸しを求めざるを得なかったことは、為政者の商人に対する態度の軟化を引き起こした。札差棄捐令や御断り（藩債の一方的な棄却）の実行は為政者に、儒教倫理に対する背教者としての罪悪感を呼び起こしたのであろう。

そして最後に、武家も商人と変わることはない商業活動をしていることを認識すること、そしてそれが（海保青陵によれば）領内、（渋沢栄一によれば）国家にいる一般庶民の生活の向上をもたらすことを、為政者が認識すること、そしてそういう視点から藩営専売を、あるいは殖産興業を推進すること、これが儒教を近世から近代へと再生させる契機であったと思う。それが実際に果たされたことは、明治以降、現在までの日本資本主義の発展が物語るとおりである。我々はそういう視点から日本経済の発展を捉えたいと考えている。

35 拙稿「渋沢栄一と近代的企業家の出現」。

引用文献

- 新井白石「折りたく柴の記」、『日本人の自伝、別巻1』、平凡社、1982年。
- 植松忠博「渋沢栄一と近代的企業家の出現」、『国民経済雑誌』第168巻、第6号、1993年。
- 荻生徂来「政談」、『日本思想大系36、荻生徂来』、岩波書店、1973年。
- 大蔵省編纂『日本財政経済史料』第3巻、財政経済学会、1924年。
- 大阪府史編集委員会編『大阪府史』、1987年。
- 貝原益軒「君子訓」、三浦理編輯兼発行『益軒十訓』上、有朋堂書店、1917年。
- 海保青陵「経済話」、『日本思想大系44、本多利明・海保青陵』岩波書店、1970年。
- 海保青陵「善中談」、瀧本誠一編『日本経済叢書』第18巻、日本経済叢書刊行会、1915年。
- 加藤常賢『新釈漢文大系25、書経上』、明治書院、1983年。
- 金谷治訳注『論語』、岩波文庫、1963年。
- 幸田成友『日本経済史研究』、『幸田成友著作集第1巻』、中央公論社、1972年。
- 幸田成友『江戸と大阪』、『幸田成友著作集第2巻』、中央公論社、1972年。富山房百科文庫48、1995年。
- 小林勝人訳注『孟子上』、岩波文庫、1968年。
- 島田虔次『大学』、朝日文庫、1978年。
- 竹内照夫『新釈漢文大系27、礼記上』、明治書院、1971年。
- 田谷博吉『近世銀座の研究』、吉川弘文館、1963年。
- 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』、塙書房、1964年。
- 中井竹山「草茅危言」、『日本経済叢書』巻16、日本経済叢書刊行会、1915年。
- 平中岑次『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、1972年。
- 福沢諭吉『福翁自伝』、岩波文庫版、1978年。
- 古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」、『岩波講座日本歴史(旧版)近世4』、岩波書店、1963年。
- 松平定信「政語」、瀧本誠一編『日本経済大典』第13巻、啓明社、1928年。
- 明治財政史編纂会『明治財政史』第8巻、丸善、1904年。
- 森泰博「文化期までの御用金と鴻池家」、(関西学院大学)『商学論究』、1984年。